

設計・施工一括発注
技術提案型総合評価方式

実施要領

工事件名：オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事

平成27年10月

東京都財務局

1 適用

この要領は、技術提案型総合評価方式により、民間企業から東京都が要求する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する技術提案を募集して、価格と性能等の価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定し、技術提案に基づき設計と施工を一括して行う次の工事に適用する。

- (1) 工事件名：オリンピックアクアティクスセンター（仮称）(27) 新築工事
- (2) 工事場所：江東区辰巳二丁目2番
- (3) 工事概要：S造一部SRC・RC造、地上5階建、
延床面積約77,700㎡
減築後 延床面積約46,600㎡
- (4) 工期：契約確定の日から平成31年12月20日まで

2 スケジュール

入札公告から契約の締結までのスケジュールは、次に掲げる表のとおりである。

入札公告	平成27年10月16日（金）
競争入札参加希望者への 設計図書等の貸与	平成27年10月16日（金）から11月26日（木） まで
技術提案書等への質問受付締切	平成27年10月28日（水）
技術提案書等への質問に対する 回答	平成27年11月6日（金）
建設工事共同請負入札参加申請書 提出・技術提案書等の受付	平成27年11月20日（金）から同月26日（木） まで
一般競争入札参加資格確認結果通知・ 技術提案等の採否通知	平成27年12月17日（木）
入札締切	平成28年1月13日（水）
開札	平成28年1月14日（木）
契約の締結	平成28年3月上旬頃 （平成28年第一回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。）

3 技術提案の範囲及び評価項目

- (1) 今回求める性能等に関する技術提案は、工事の効率性・合理性、工期遵守、安全及び品質の確保等に対する、より適切な技術又は工夫により、工事目的物（特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの。以下「工事目的物」という。）の品質向上や確実な施設整備等が可能なものとし、工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第1条第2項1号に規定する特記仕様書等と比べて、より優れた施工方法等とする。

(2) 技術提案の評価項目は、次のとおりとする。

なお、詳細は、別記1「総合評価の方法等」による。

課題1：設計・施工一括発注（異業種JV）の特徴を踏まえた取組

課題2：本施設のプールに関連する施工計画

課題3：減築工事も見据えた実施設計に関する取組

課題4：現場の担い手の育成に向けた取組

4 技術提案の方法

(1) 基本事項

課題1から課題4までの各提案項目（提案項目に細目が設定されている場合は、提案細目も含む。以下同じ。）についての技術提案を提出すること。1提案項目でも提出がない（白紙提案及び「特になし」等の記載を含む。）場合は失格とする（失格となった場合は入札参加資格を付与せず、また、(2)の技術提案書等の審査、評価及び様式6による技術提案等の採否通知（以下「採否通知」という。）は行わない。9(1)及び別記1の1(1)を除き以下同じ。）。

また、1提案項目につき、同時に実施することができない複数の内容（同時に実施することができる内容であっても、「〇〇又は△△を実施する。」等の記載は、同時に実施することができない複数の内容とみなす。）を含む提案を行った場合は、当該提案項目全体を不採用とする。

(2) 技術提案の方法

技術提案は、表紙となる、様式2、様式3、様式4、様式5に提案項目ごとに要旨を記載の上、技術提案の内容を明示した「技術提案書」及び技術提案に係る「施工計画書」（以下「技術提案書等」という。）も併せて提出すること。

5 技術提案書等の作成に関する質問及び回答

技術提案書等の作成に関する質問及び回答については、入札説明書による。

6 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出については、入札説明書による。

7 技術提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 技術提案書等の記載について

ア 提出用紙のサイズを変更して提出してはならないものとし、さらに提出枚数が、(2)ウに示す提出枚数を超えてはならない。

イ 指定されている様式の文字及び枠線については、省略や削除をしてはならない。

ウ 当該様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント以上（数式や注釈で使用する記号等を除く。）を基本とし、1枚あたり32行以下とする。

エ 技術提案書等の記載に当たっては、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名、これらを特定できる固有名称等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。

オ 特定の会社が判明される記述（企業名、通称名、キャラクター名、特許工法の名称及び特許番号、施工会社を特定できる建物名称や建物等の写真の記載・掲載）を

行ってはならない。ただし、各提出資料の表紙とする様式2の「競争入札参加資格希望者」及び「連絡者」の部分、様式3、様式4、様式5の「競争入札参加資格希望者」の部分については除く。

カ 現場確認は、不特定多数の者が自由に出入り出来る範囲を除き、敷地内に立ち入ってはならない。

現地確認に当たっては、近隣等に配慮することとする。

また、技術提案作成に当たり、近隣住民等との協議（ヒアリングを含む）等は行ってはならない。

キ 上記アに違反していると認められた場合、失格とする。

上記イからカまでに違反していると認められた場合は、違反の程度に応じて、減点又は失格とする（減点とは、別記1に示す評価を1つ又は2つ下げる（「特に大きな効果が期待できるもの」から「大きな効果が期待できるもの」に減点する等。）ことをいう。以下同じ。）。

(2) 提出方法について

技術提案書等の提出に当たっては、次のことに留意すること。

なお、別記2「技術提案書等の提出方法等」を参照すること。

ア 技術提案書等をA4版のフラットファイルにまとめ、これを21冊提出すること。

イ 技術提案書等は、用紙の片面のみを使用して作成すること。

ウ 技術提案書は、課題ごとに1提案項目につきA4版各1枚とする。ただし、表紙とする様式2、様式3、様式4、様式5はこの中に含まない。

また、施工計画書は、課題ごとに1提案項目につき、A3版を1枚とする。

なお、別記2に示す、当該用紙サイズごとの枚数制限を超えて提案を行った場合は、その提案項目の審査を行わず、失格とする。

また、様式2、様式3、様式4、様式5に記載してある要旨と技術提案書等の内容に齟齬が生じている提案項目は、齟齬の程度に応じて減点又は不採用とする。

エ A3版の用紙は、Z折とする。

オ 技術提案書等の電子データを1部提出すること。

電子データのファイルは原則としてWORD形式、EXCEL形式又はPOWERPOINT形式(全て2010以前の形式)とする。ただし、関連図面等の作図において、上記のファイル形式以外を用いた場合は、PDF形式に変換すること。電子データの作成元に関する情報は削除すること。

電子データは、電磁的記録媒体（CD-R等）に記録し、次のことを表示したラベルを貼ったものとし、記録後はウイルスチェックを行うこと。

- ① 工事件名
- ② 競争入札参加希望者名
- ③ ウィルス対策ソフト名
- ④ ウィルス定義ver.（提出日における最新版とする）
- ⑤ ウィルスチェック日

(3) ヒアリングの実施について

技術提案書等のヒアリングについては、入札説明書による。

(4) その他

ア 技術提案書等を提出した以降は、原則として、提出された技術提案書等の追加及び差し替えは認めない（電子データを含む。）。ただし、提出された資料や提案内

容について確認等が必要となった場合には、東京都から競争入札参加希望者に対して、技術提案書等の差し替えを求める場合がある。

- イ 提出された技術提案書等の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。
なお、提出された技術提案書等は返却しない。
- ウ 提出された技術提案書等は審査上の必要に応じて、東京都が複製することがある。
- エ 技術提案書等の提出に係るすべての費用（ヒアリングに要する費用を含む。）は、競争入札参加希望者の負担とする。
- オ 競争入札参加希望者が提出した技術提案書等に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
また、虚偽の記載をした者について、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止の措置を講じることがある。

8 技術提案書等の審査

技術提案書等の審査は、提出された技術提案書等の内容が別記 1 に示す基礎点付与の条件を満たしていることを確認した後に行う。

9 総合評価の方法

総合評価の方法は、基礎点、技術点及び価格点を加算した総合得点（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、詳細は、別記 1 による。

- (1) 提出された全ての技術提案書等の内容が別記 1 に示す基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点を与える。基礎点の可否の審査結果が「否」であった場合には失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。
また、技術提案書等の審査、評価も行わない。
- (2) 技術提案の評価に応じ、技術点を与える。
- (3) 入札価格に応じ、価格点を与える。

10 技術提案書等の採否通知等

- (1) 9(1)の採否通知については、競争入札参加資格の確認の通知に併せて、競争入札参加希望者宛てに様式 6 により通知する。
なお、基礎点の可否の審査結果が「否」の場合及び技術提案を採用しなかった場合は、その理由を付して通知する。
- (2) 競争入札参加資格の確認がなされなかった者（本実施要領の規定により失格となった者を含む。ただし、基礎点の可否の審査結果が「否」であった者を除く。）には、採否通知は行わない。

11 評価結果に対する再説明

採否通知書（様式 6）を受理したもので、基礎点が「否」又は技術提案不採用の理由に対して再度説明を受けたい者は、この採否通知書（様式 6）を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（平成 27 年 12 月 28 日まで）に、書面により、財務局経理部契約第一課に対して当該理由についての説明を求めることができる。

12 入札等

技術提案が採用された者は、入札時に、採用された技術提案書等を1部提出するとともに、その内容に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

また、技術提案が不採用の場合は、不採用となった提案部分について、別記1の1(1)に示す標準案に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

実施設計及び工事（以下「工事等」という。）に必要な費用は、入札金額に含むものとする。

13 落札者の決定方法

競争入札参加者の入札価格及び採否通知に基づいた性能等について、次の(1)及び(2)に該当する者のうち、9によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とし（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第5項の規定による学識経験を有する者から意見を聴取した上で落札者を決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 基礎点の可否の審査結果が「合」であること。

14 技術提案の取扱

(1) 技術提案の採用を認めた後、本工事で採用された技術提案について、東京都がその他の工事において、その提案を使用しようとする場合、その内容が一般的に使用されている状態になっているときには、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

(2) 技術提案のうち採用された提案は、必ず当該提案に基づいて工事等を行い、不採用となった提案内容については、別記1の1(1)に示す標準案に基づいて工事等を行うこととする。

(3) 課題3に関する提案の評価対象は、別記1の2【課題3】（評価対象）に示すとおり、「実施設計で重点的に検討すべき項目（提案項目①）」及び「当該項目を具体化するための検討方法や体制といった取組の内容（提案項目②）」であり、検討項目を具体化するための工法や構法等（以下「構法等」という。）を記載した提案については、構法等の部分は評価対象としない（加点评価しない。）。構法等の実施設計及び工事への反映については、契約締結後に本工事及び減築工事における合理性・安全性・実現性について受注者・発注者間の協議の上、定める。

15 責任の所在等

(1) 東京都が技術提案を適正と認めて採用した場合においても、当該技術提案内容の履行に関する東京都の契約の相手方の責任が軽減されるものではない。

(2) 技術提案に係る工事目的物の性能等について東京都の契約の相手方の責めに帰すべき事由により提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難又は合理的でないとき、東京都は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができ、また、工事成績評定を減じるものとする。

(3) 東京都の契約の相手方は、技術提案に係る部分において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わな

ればならない。

16 その他

- (1) 本技術提案型総合評価方式に関して使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。
- (2) 東京都が配布する資料等は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (3) 東京都は、技術提案を提出した者の承諾を受けた上で技術提案の内容を公表することができる。

(印刷 裏白)

様式 1

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(住所)

競争入札参加希望者

(氏名)

印

質問回答書

工事 件名	オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事	連絡者氏名 TEL
番号	質 問	回 答

《注意事項》

- 1 用紙は、A4版を縦使いとすること。
- 2 質問がない場合は、質問書の提出はしないこと。
- 3 表の右側回答欄には、記載しないこと。
- 4 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、番号を連番で記載すること。

様式 2

技術提案書等 提出書（課題 1）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

（住所）

競争入札参加希望者

（氏名）

印

連絡者

（氏名）

（TEL）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 1 の技術提案書等を提出します。

工事 件名	オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事	
（課題 1）技術提案の要旨		
課題 1 設計・施工一括発注（異業種 JV）の特徴を踏まえた取組		
提案 項目①	資機材調達	
提案 項目②	技術者等の労働者の確保	
提案 項目③	異業種 JV における条件変更対応に当たっての組織体制	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式 3

技術提案書等 提出書（課題 2）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 2 の技術提案書等を提出します。

工事 件名	オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事	
（課題 2）技術提案の要旨		
課題 2 本施設のプールに関連する施工計画		
提案 項目①	施工計画の策定に 当たり重点的に検 討すべき項目	（細目 1） （細目 2）
提案 項目②	施工時の品質、安 全の確保、工程管 理に有用な取組を 踏まえた施工計画	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式 4

技術提案書等 提出書（課題 3）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 3 の技術提案書等を提出します。

工事 件名	オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事	
（課題 3）技術提案の要旨		
課題 3 減築工事も見据えた実施設計に関する取組		
提案 項目①	減築工事も見据えた実施設計で重点的に検討すべき項目	(細目 1) (細目 2)
提案 項目②	減築工事も見据えた実施設計に当たっての有用な取組	(細目 1) (細目 2)

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式 5

技術提案書等 提出書（課題 4）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 4 の技術提案書等を提出します。

工事 件名	オリンピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事
（課題 4）技術提案の要旨	
課題 4 現場の担い手の育成に向けた取組	
提案 項目①	

《注意事項》

1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

殿

東京都知事

印

採否通知書

提出された技術提案等に対する審査結果について下記のとおり通知します。

記

- 1 工事件名 オリピックアクアティクスセンター（仮称）（27）新築工事
- 2 技術提案に対する「合否」、「採否」及びその理由

項 目		合否・採否の区分	否の理由
基礎点		合・否	
課題 1	提案項目①	採・否	
	提案項目②	採・否	
	提案項目③	採・否	
課題 2	提案項目①	提案細目 1	採・否
		提案細目 2	採・否
	提案項目②	採・否	
課題 3	提案項目①	提案細目 1	採・否
		提案細目 2	採・否
	提案項目②	提案細目 1	採・否
		提案細目 2	採・否
課題 4	提案項目①	採・否	

※基礎点の合否の審査結果が「否」であった場合は失格とする。

別記 1

総合評価の方法等

1 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下による基礎点、技術点及び価格点を求め、次の式により評価値を算出して行う。

$$\text{評価値} = \text{基礎点} + \text{技術点} + \text{価格点}$$

(1) 基礎点 (100 点)

技術提案書等の内容が次の基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点として 100 点を与える。基礎点の可否の審査結果が「否」であった場合には、失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。

また、技術提案書等の審査、評価も行わない。

(基礎点の付与の条件)

基礎点を付与する条件は、提案項目ごとに示す次の事項 (以下「基礎点条件」という。) の遵守とする。

なお、各提案項目に係る技術提案書等には、該当する基礎点条件を満たしているか否かを確認できるよう記載すること。

【課題 1】

<提案項目①>

- ・特記仕様書 1.7 資機材調達及び建設労働需給に関する調査「本件契約締結後、速やかに、受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行い、監督員に報告することとする。」の「受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行う。」の部分

<提案項目②>

- ・特記仕様書 1.7 資機材調達及び建設労働需給に関する調査「本件契約締結後、速やかに、受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行い、監督員に報告することとする。」の「受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行う。」の部分

<提案項目③>

- ・特記仕様書 1.8(1)「契約書第 18 条の規定により、発注者から設計図書の変更に付いて通知等があったときは、設計及び工事に及ぼす影響について発注者に報告する。」の部分。
- ・工事請負契約書 (設計・施工一括発注方式) 第 11 条 (現場代理人及び主任技術者等)
- ・工事請負契約書 (設計・施工一括発注方式) 第 11 条の 2 (A) (管理技術者)
- ・工事請負契約書 (設計・施工一括発注方式) 第 11 条の 2 (B) (管理技術者)

【課題 2】

<提案項目①>

- ・工事特記仕様書 1.2.2 施工計画書(1)「プールに関連する工事に係る施工計画書については、施工計画の策定で重点的に検討すべき項目を設定し、当該項目について検討し、当該工事の関係者と十分に調整を図った上で作成して監督員に提出する。」の「重点的に検討すべき項目を設定する。」の部分。

<提案項目②>

- ・工事特記仕様書 1.2.2 施工計画書(1)「プールに関連する工事に係る施工計画書については、施工計画の策定で重点的に検討すべき項目を設定し、当該項目について検討し、当該工事の関係者と十分に調整を図った上で作成して監督員に提出する。」の「当該項目について検討する。」の部分。

【課題 3】

<提案項目①>

- ・実施設計業務特記仕様書 1.4 業務内容「※本工事及び減築工事の実実施設計に当たっては、減築工事の施工性を考慮し、また減築対象となる部分に関して無駄をなくすることなど、一連の工事の合理化・効率化に向けて重点的に検討すべき項目を設定し、これに必要な組織体制づくりを含めた有用な取組を検討すること。併せてこれに関する計画を設計業務実施計画書に記載すること。」の「重点的に検討すべき項目を設定する。」の部分。

<提案項目②>

- ・実施設計業務特記仕様書 1.4 業務内容「※本工事及び減築工事の実実施設計に当たっては、減築工事の施工性を考慮し、また減築対象となる部分に関して無駄をなくすることなど、一連の工事の合理化・効率化に向けて重点的に検討すべき項目を設定し、これに必要な組織体制づくりを含めた有用な取組を検討すること。併せてこれに関する計画を設計業務実施計画書に記載すること。」の「有用な取組を検討する。」の部分。

【課題 4】

<提案項目①>

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項
- ・建設業法第 25 条の 27 第 1 項（建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保）「建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。」のうち、「建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保に努めなければならない。」の部分。

(標準案)

【課題 1】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目③ >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・特記仕様書 6 取り決め・ルール「組織体制図」

【課題 2】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・東京都建築工事標準仕様書（平成 26 年 4 月）1.3.1 施工管理「設計図書に適合する建築物等を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。」の部分等。

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・東京都建築工事標準仕様書（平成 26 年 4 月）1.3.1 施工管理「設計図書に適合する建築物等を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。」の部分等。

【課題 3】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・基本設計説明書（1.2.1 減築計画の概要、1.2.3 減築・改修範囲図）

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・基本設計説明書（1.2.1 減築計画の概要、1.2.3 減築・改修範囲図）

【課題 4】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。

(2) 技術点 (60 点満点)

技術提案の評価に基づき、技術点を与える。

競争入札参加者の申込みに係る技術提案項目については、技術審査委員会による審査の上、各提案項目による評価点に基づき、技術点を与える。技術点は、技術審査委員会の委員による評価の平均値を項目ごとに算出し、四捨五入（小数点以下第 5 位を四捨五入し、小数点以下第 4 位までの値とする。）した後、全項目について合計したものとする。

(3) 価格点 (60 点満点)

次の式により算出した数値に基づき、価格点を与える。

$$\text{価格点} = [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})] \times 60$$

注 1 価格点に端数（小数）が生じる場合の取扱いは次のとおりとする。

入札参加者間の評価値の差が小数点以下5位より上の位で初めて生じている場合及び評価値に差がない場合は、小数点以下4位未満の端数を切り捨て、小数点以下4位までとする。入札参加者間の評価値の差が小数点以下4位未満で初めて生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り捨て、当該位までとする。

注2 予定価格は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

2 技術提案を求める項目・技術提案の評価方法

【課題1】設計・施工一括発注（異業種JV）の特徴を踏まえた取組

（提案項目）

- ① 資機材調達
- ② 技術者等の労働者の確保
- ③ 異業種JVにおける条件変更対応に当たっての組織体制

（提案数）

- ①～③の各項目に対し1提案

（評価対象）

本施設は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「競技大会」という。）の競技会場となる施設である。競技大会開催後は、国際大会も行う国際水泳場、また、都民の一般的に利用する水泳場として活用することを予定している。

今後、大型工事の増加等による更なる資材不足や技術者、技能者等（以下「技術者等」という。）の不足、加えて、関係各機関からの要望による設計条件の変更が予想されるなか、競技大会の開催に向け、確実に対象施設を整備しなければならない。

については、設計・施工一括発注（異業種JV）方式の特徴を踏まえ、提案項目①から③について、以下のとおり、技術提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、本評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

<提案項目①>

資機材調達の取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、市場動向の分析、計画地域の資材調達に係る条件の把握、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容はこれらの検討内容を踏まえ、円滑に工事を実施するための対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。（「工事目的物」とは、「特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの」とする。以下同じ。）

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

<提案項目②>

技術者等の労働者確保の取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、建設労働需給に関する動向分析、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容は、これらの検討内容を踏まえ、円

滑に工事を実施するための対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

<提案項目③>

本提案項目は、「工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第18条の規定により、発注者から設計図書の変更について通知等があった場合の設計及び工事に及ぼす影響の把握」及び「受注者・発注者間の協議により、設計図書の変更を行うこととなった場合の対応」について、これらを迅速かつ円滑に行うための取組を検討過程も含めて総合的に評価する。

また、この取組に当たっての組織体制について評価する。

提案は異業種JV内の組織体制（JV構成員の本社等によるバックアップ体制を含む。）に限ることとする。

また、変更協議に係る会議体（会議の参加者にJV構成員以外の者が含まれるもの）の設定やその運営方法など、契約締結後に受注者・発注者間の協議によって定めるべき内容を含む提案は不採用とする。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

（評価及び評価点）

<提案項目①・②・③>

7.0点：特に大きな効果が期待できる

5.5点：大きな効果が期待できる

4.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

【課題2】本施設のプールに関連する施工計画

（提案項目）

- ① 施工計画の策定に当たり重点的に検討すべき項目
- ② 施工時の品質、安全の確保、工程管理に有用な取組を踏まえた施工計画

（提案数）

提案項目① 2細目（1細目につき1提案とする。）

提案項目② 1提案

（評価対象）

本施設は、国際水泳場として、また、都民も利用する水泳場として整備され、その建設に当たってはプールの施工に関する経験と技術力が求められる。

本施設のプールについては、法令、条例のほか、公益財団法人日本水泳連盟が定めた「プール公認規則」を遵守する必要がある、競泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミング及び水球といった競技ごとに定められた事項を網羅し、水泳競技を適正に行えるよう整備されなければならない。

については、本施設のプールに関連する工事（プール槽及び飛び込み台、その他これらに付随する設備等に関する工事）に関する提案項目①及び②について、以下のとおり、技術提案を求め、技術提案書、技術提案に係る施工計画書を評価する。

<提案項目①>

施工時におけるプールの防水性能や施工精度などの品質確保やプール公認取得、可動床等の特殊な装置、他工事との調整など、重点的に検討すべき項目の内容及び、その理由を評価する。

なお、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

細目数は2つとし、1細目につき重点的に検討すべき項目を1つ記載すること。

技術提案の内容を明示した「技術提案書」には重点的に検討すべき項目の具体的な内容を記載し、技術提案に係る「施工計画書」には当該項目を重点的に検討すべきとした理由を記載すること。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

<提案項目②>

施工時に品質、安全の確保、工程管理を確実にを行うために提案項目①で掲げた各提案細目の内容を踏まえた具体的な施工計画を評価対象とする。

なお、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、本評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

（評価及び評価点）

<提案項目①>

1細目を以下の区分で採点し、総提案細目分（2細目）を合計したものを本提案項目の評価点とする。

4.5点：特に大きな効果が期待できるもの

3.5点：大きな効果が期待できるもの

2.5点：効果が期待できるもの

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

<提案項目②>

9.0点：特に大きな効果が期待できるもの

7.0点：大きな効果が期待できるもの

5.0点：効果が期待できるもの

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

【課題3】減築工事も見据えた実施設計に関する取組

(提案項目)

- ① 減築工事も見据えた実施設計で重点的に検討すべき項目
- ② 減築工事も見据えた実施設計に当たっての有用な取組

(提案数)

- 提案項目① 2細目 (1細目につき1提案とする。)
- 提案項目② 2細目 (1細目につき1提案とする。)

(評価対象)

本施設は、競技大会開催時に客席 20,000 席を有する規模で整備され(本工事)、大会後は、減築・改修により客席 5,000 席に縮小する(減築工事)計画となっており、減築工事は競技大会後に別途発注されるが、両者を一連の工事と捉えて合理的・効率的に施工できるよう設計段階の工夫が必要となる。

減築工事においては建物の一部を撤去した上で改修が行われるため、本工事の段階から減築時の施工性を考慮し、取外しのしやすさを考慮した合理的な構法やディテールの採用などが重要となる。

また、実施設計で予定している避難安全検証等の性能検証などにより、デッキなどの減築の対象部分の規模を要求水準の範囲内で縮小するなど、一連の工事に係る効率性を高めることも有効である。

さらに、撤去される鉄骨や設備機器のリユースやリサイクルといった視点も必要となる。

これらの留意点を踏まえ、一連の工事を合理的・効率的に実施するためには、施工業者等の高度な技術力や実績を活かし、減築工事の施工を念頭に置きながら、本工事と減築工事の実実施設計を一貫した方針の下で展開しなければならない。

については、減築工事も見据えた実施設計において、提案項目①及び②について、技術提案を求め、その技術提案書、提案に係る施工計画書を評価する。

<提案項目①>

減築工事も見据えた実施設計で重点的に検討すべき項目及びその理由を評価する。

なお、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

細目数は2つとし、1細目につき重点的に検討すべき項目を1つ記載すること。

技術提案の内容を明示した「技術提案書」には重点的に検討すべき項目の具体的な内容を記載し、技術提案に係る「施工計画書」には当該項目を重点的に検討すべきとした理由を記載すること。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

<提案項目②>

提案項目①で掲げた各提案細目を具体化するに当たり、実施設計において課題整理から発注者の承諾を受けるまでの手順や検討の方法、体制などの有用な取組を評価対象とする。

なお、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

細目数は2つとし、1細目につき提案項目①で掲げた重点的に検討すべき項目に関する取組を1つ記載すること。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、本評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

(評価及び評価点)

<提案項目①・②>

課題2提案項目①(満点4.5点)と同じ。

【課題4】現場の担い手の育成に向けた取組

(提案項目)

提案項目①：現場の担い手の育成に向けた取組

(提案数)

1提案

(評価対象)

建設業に携わる人材の育成・確保は、将来にわたって公共工事の品質を確保するためにも喫緊の課題になっている。本案件においても、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者その他現場作業員(以下「技術者等」という。)を育成・活用し、定着させるための取組を行っていく必要がある。

については、本案件における現場内研修及び働きやすい現場環境の確保などの技術者等の指導・育成についての取組に関する提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、本評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

(評価及び評価点)

<提案項目①>

3.0点：大きな効果が期待できる

2.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

3 評価指標

技術提案は、提案ごとに次の評価指標により評価する。

- ① 特に大きな効果が期待できる
提案内容に具体性があり、特に大きな効果が期待できる内容で、特に優れているもの
- ② 大きな効果が期待できる
提案内容に具体性があり、大きな効果が期待できる内容のもので、優れているもの
- ③ 効果が期待できる
提案内容に具体性があり、効果が期待できる内容のもので、提案内容が標準案を超えているもの
- ④ 不採用
別記1の4（2）及び（3）に該当するもの
- ⑤ 0点として扱うもの
別記1の4（1）中、0点として評価する事項に該当するもの

4 留意事項

- (1) 各提案項目において技術提案の内容に重複が認められた場合は、高い評価の技術提案を加点し、その他の重複している技術提案は0点とするが、技術提案としては採用する。ただし、複数の提案項目（細目が設定されている場合は、提案細目も含む。以下同じ。）に対して同じ技術提案を記載していても、各提案項目に対する効果が記載されている場合は、各提案項目の指標で評価する。
- (2) ある提案項目の技術提案を前提にして、別の提案項目の技術提案を行った場合に、前提となる技術提案が不採用となったときは、当該別の提案項目の技術提案も不採用となる。
- (3) 次に示すような提案は、不採用とする。
 - ア 標準案と同等のもの
 - イ 実施要領4（1）及び7（2）ウにおいて「不採用」として扱う項目に該当するもの
 - ウ 別記1の2【課題1】（評価対象）において「不採用」として扱う項目に該当するもの
 - エ 発注者が指定した評価項目に対し、的確な技術提案となっていないもの
 - オ 施工に対する安全性に問題があるもの
 - カ 第三者との協議を要するもの（契約締結後の第三者との協議により確定すべき事項であり、技術提案の提出時に提案の実現性が判断できないため。なお、第三者とは、IOC（国際オリンピック委員会）、JOC（日本オリンピック委員会）、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、国際競技団体、国内競技団体、港湾管理者・都市計画法・都や所在区の条例上の許認可部署、近隣住民等、本件監督員と受注者以外の者をいう。ただし、実施設計業務特記仕様書に記載された業務の実施に伴う協議は除くものとし、また、通常、工事において必要となる一般的な協議事項（道路使用許可による警察協議等）も除くものとする。）
 - キ 設計図書、関係法令を逸脱するもの
 - ク 過度なコストを要するもの

- ケ 具体性・実現性が無いもの
 - コ 工事目的物の変更を伴うもの
- (4) 以下に示すような提案は、失格とする。
- ア 実施要領4 (1)、7 (1) キ、7 (2) ウ、7 (4) オ及び9 (1) において「失格」として扱う項目に該当するもの
 - イ 別記1の1 (1) において「失格」として扱う項目に該当するもの

別記 2

技術提案書等の提出方法等

1 提出書類と提出枚数

技術提案書等の提出方法の詳細は、実施要領 7（2）による。

課題	提案項目	提案細目	表紙	技術提案書	施工計画書
課題 1	①		様式 2	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
	②			A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
	③			A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
課題 2	①	細目 1	様式 3	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
		細目 1		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
	②			A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
課題 3	①	細目 1	様式 4	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
		細目 1		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
	②	細目 1		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
		細目 1		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚
課題 4			様式 5	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚

※文字の大きさは 10.5 ポイント以上、1 枚あたり 32 行以下とする。

※A 3 版は横書き、Z 折りとする。

※技術提案書等を A 4 版のフラットファイルにまとめ、提出部数は 21 冊とする。

(印刷 裏白)